



Ⅲ よくあるご質問

Q1 死亡保険金や入院給付金などは誰が請求するのですか？

A1

死亡保険金は指定されている死亡保険金受取人が、入院給付金などは原則として被保険者がご請求ください。

Q2 死亡保険金受取人が亡くなった場合、必要な手続きはありますか？

A2

死亡保険金受取人が亡くなられた場合は、必ず受取人変更手続きをしてください。担当者・支社またはコミュニケーションセンターまでご連絡ください。

Q3 入院中に入院給付金を請求することはできますか？

A3

入院給付金は、入院中でもご請求いただけます。入院中のご請求の場合、退院給付金・入院治療給付金などは、お支払いできないことやお取扱いが異なることがあります。

Q4 病院へ診断書を作成依頼する際の手数料などは誰の負担となりますか？

A4

診断書を作成依頼する際の手数料などは、お客さまのご負担となります。ただし、保険金・給付金を全くお支払いできなかった場合は、診断書取得費用相当額として所定の金額をお支払いすることがあります（10ページ）。

Q5 診断書のコピーによる請求はできますか？

A5

お客さま自身がコピーした診断書による手続きが可能です。ただし、「総合障害診断書」「診療証明書」は原本のご提出が必要です。